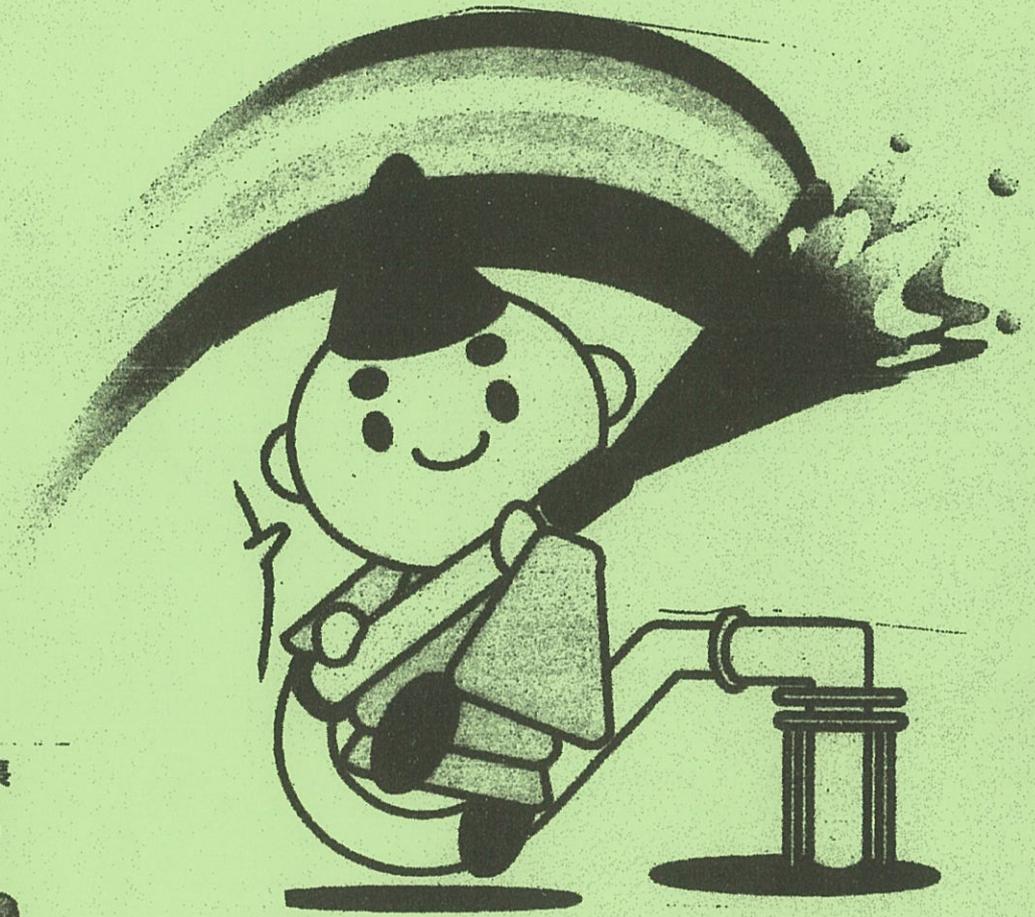
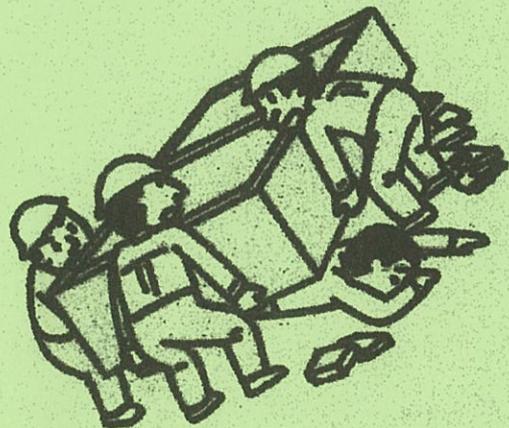


鳥井戸 自主防災組織・活動マニュアル



現役組長

前年組長



はじめに

1、大地震が発生したら、鳥井戸では組織的に役割分担して効率的・効果的に活動します。——**鳥井戸住民の命を守る。**

そのためには事前に活動ルールである【自主防災マニュアル】を作成します。

鳥井戸地域に住む総ての人が活動のあり方を理解していただく必要があります。

そのため、鳥井戸自治会として「鳥井戸自主防災組織活動マニュアル」を作成し

全ての人にご協力を戴き地域が一丸となって活動できる体制を作り上げます。

2、震災時に生命の危険を被る3大要素は

(1)、津波 (2)家屋倒壊 (3)火災

当地鳥井戸の住民の方が一番命を奪われる危険は津波です。

津波の場合逃げるのが第一です。「逃げる事は生きること」です。

ではどこに逃げて避難をするのか？「高い処に逃げて避難して下さい。」

以下の自主防災規定第10条を家族で確認願います。

災害に備えて(自分の身は自分で守る)

①身の安全確保

- 住宅の耐震化
- 家具の転倒防止
- 窓ガラス飛散防止
- 家族の安否

③非常持出品と備蓄

- 持出品の点検と確認
- すぐ持ち出せる場所へ
- 自宅の安全な所へ保管
- 備蓄は最低3日分

②出火防止・初期消火

- 消火器の備え
- 火災報知器の設置
- 火を出さない工夫
- ガスの遮断・石油類の転倒防止

④避難経路の確保

- 一時避難集合場所確認
- 通路の危険個所の把握
- 災害時避難所への方法
- 防災訓練等の参加

鳥井戸自治会自主防災規定

(名 称)

第1条 この会は、鳥井戸自治会自主防災会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は鳥井戸自治会会長宅とし、災害対策本部は自治会館に置く。

(目 的)

第3条 本会は住民の隣保共同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより全ての災害による被害の防止、及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

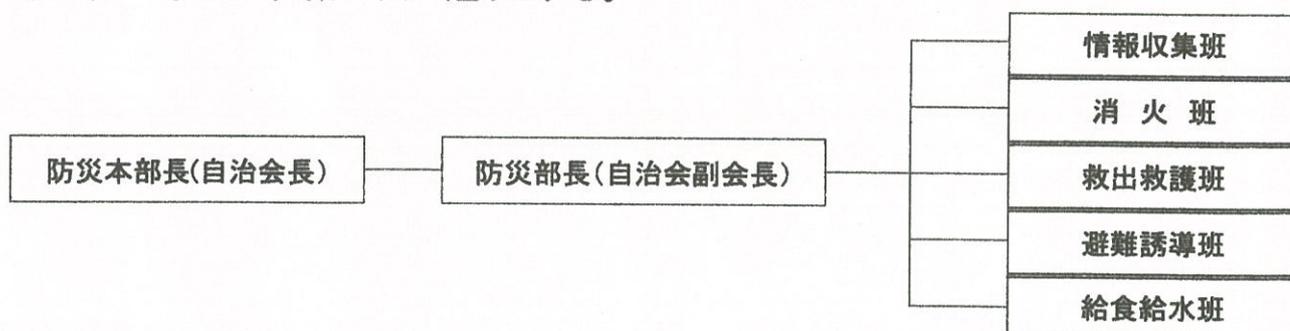
- (1) 防災に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 地震及び津波に対する災害予防に関すること。
- (3) 警戒宣言発令時、地震発生時における情報の収集伝達に関すること。
- (4) 地震発生時における初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等の応急対策に関すること。
- (5) 防災上の機械及び備品の管理に関すること。
- (6) 年1回以上の防災訓練の実施。
- (7) その他、本会目的達成のために必要な事項。

(構 成)

第5条 本会は鳥井戸自治会員及び鳥井戸地区住民をもって構成する。

(組 織)

第6条 本会の組織は次の通りとする。



(役 員)

第7条 本会に次の役員を置き()内の自治会役員が兼任する。

防災本部長(自治会会長)	1名
防災副部長(自治会副会長)	2名
会計(自治会会計)	1名
監査(自治会会計監査役)	2名

役員の任期は、当自治会組織が定める任期とする。

尚、当年度の組織表は(付表1)の通りです。

(役員の仕事)

第8条 1、防災本部長

本会を代表し、会務を統括するとともに災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2、防災部長

防災本部長を補佐し各班を統合し災害時の応急活動を行う。防災本部長に自故あるときは本部長の代行を行う。

3、会計

当会の会計処理を行う。

4、防災リーダー

防災部長を補佐し、各班の指揮にあたる。

5、各組長、前年度組長

まず、自らと家族の安全を確認し、組内の全家庭及び近隣の被害状況を確認する。

確認は「災害発生時の安否確認とライフラインの状況報告書」により災害对本部に報告し被害状況を共有する。

(災害発生時安全確認標識の掲示)

第9条 地域住民は災害発生時(震度5以上の地震等)に門扉、玄関の見える処に各家庭に配布済の「無事」表示を掲示する。

1) 安全確認表示「無事」の掲示。

2) 「無事」標識の目的は災害発生時の迅速な初期対応により、人命救助の為のスピードを上げる。

3) この標識は南湖地区全域が共通の認識の基に行われ全ての家庭で掲示される。

(災害時避難場所)

第10条 1、緊急時の避難場所は御霊神社の境内とする。

2、避難集合後、避難先移動は役員の判断とする。

3、津波発生時は各自次の場所に避難をすること。

この避難場所は協定が結ばれています。

(1) 茅ヶ崎リハビリテーション専門学校、
本館3階の廊下、及び普通教室1と2

(2) オハナガーデニア茅ヶ崎(浜見平)

3階以上の共用廊下及び屋外階段、屋上の緊急スペース

(運営)

第11条 防災本部長は、随時役員を招集し、必要事項を審議し実行する。

(経費)

第12条 本会の運営費は、自治会費、その他をもってあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(附 則)

- 1、 この規約は平成28年4月1日より実施する。
- 2、 この規約は必要に応じ改正することができる。
- 3、 この規約の役員、組織等の名簿は、自治会役員名簿をもって読み替えるものとする。

災害時、役員、住民の行動

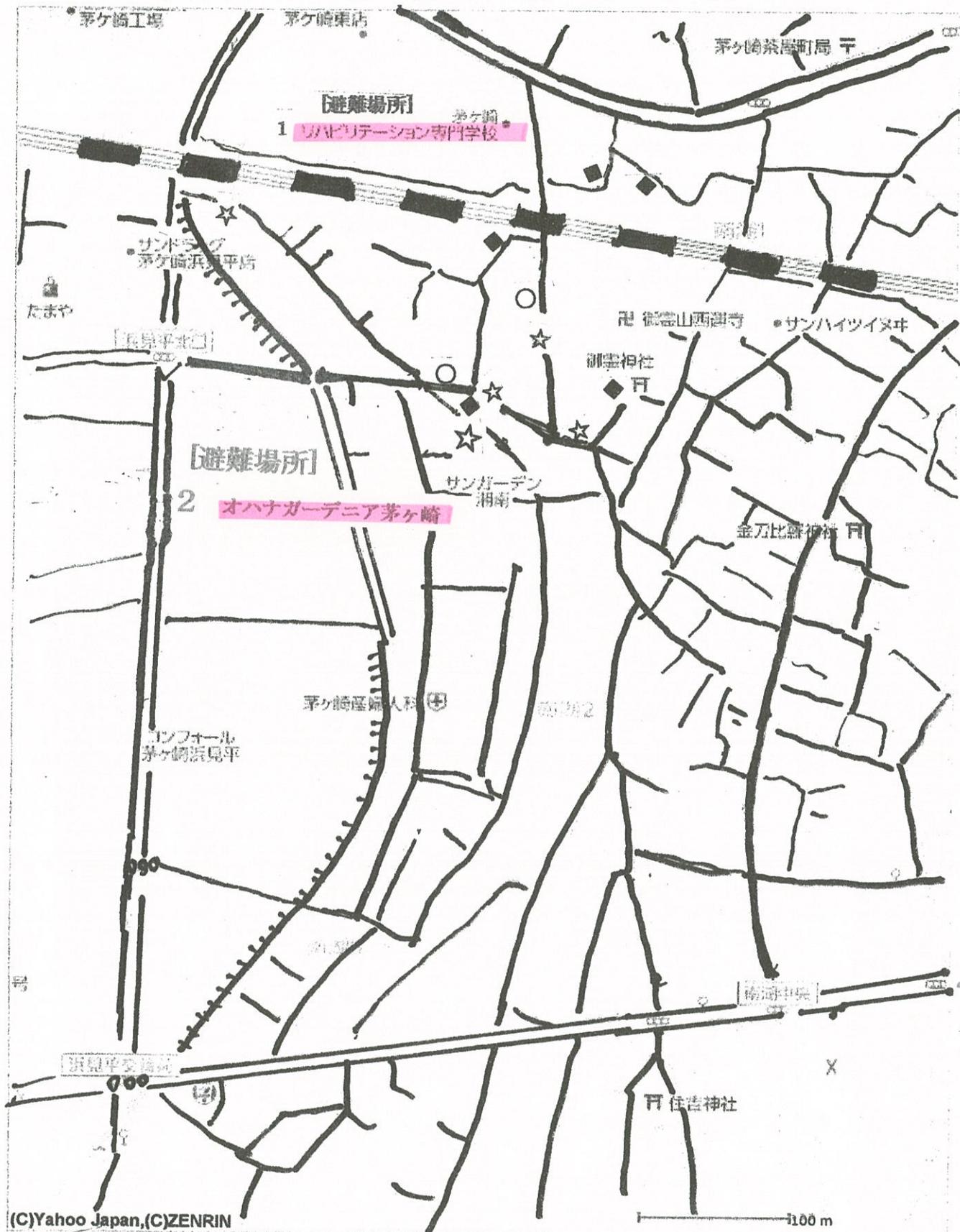
		役員		住民	
1	災害発生	所要時間 5分	① 自身の安全確保 ② 出口の確保 ③ 火元、電源の安全確認	① 自身、家族の安全確保 ② 出口の確保 ③ 火元、電源の安全確認	
2	隣・近所への声掛け 災害状況調査	所要時間 60分	組長 ① 現組長、前組長協力して 自組内の調査開始 組長は防災本部へ結果報告	① 地震です大丈夫ですか？ ② 確認後は屋外で待機する。 ③ 近隣住民の被災状況を組長 防災リーダーに報告する。	
	対策本部設置		防災リーダー ① 地域内を「大丈夫ですか」と 声をかけながら本部へ状況報告 民生委員 ① 「要援護者」の安否確認と本部 への状況報告		

* お願い

- ①大災害発生時には先ず「身の安全」を確保すること。
- ②その後は近隣の人たちの「安否確認」が必要です。

「助かる命は安否確認から」

鳥井戸自治会防災地図



- | | |
|--------------------|--------|
| 1 茅ヶ崎リハビリテーション専門学校 | [避難場所] |
| 2 オハナガーデン茅ヶ崎 | [避難場所] |
| ○ 移動式ホース格納箱 | [火災消火] |
| ☆ 消火栓 | [火災消火] |
| ◆ 屋外消火器 | [火災消火] |